

令和4年度認可外保育施設 検査実施方針

令和4年5月11日
子ども家庭部長決定

1 対象施設

- (1) 東京都認証保育所（認定こども園除く） 13 施設
- (2) 認可外保育施設のうち特定子ども・子育て支援施設 27 施設
- (3) 認可外保育施設のうち特定子ども・子育て支援施設以外 25 施設

2 検査実施根拠

- (1) 東京都認証保育所（令和4年6月30日まで）
「板橋区特定子ども・子育て支援施設等に係る指導及び監査実施要綱」による。
- (2) 認可外保育施設（令和4年7月1日から）
「板橋区特定子ども・子育て支援施設等に係る指導及び監査実施要綱」（令和4年7月1日一部改正）及び「板橋区認可外保育施設に対する指導監督要綱」（令和4年7月1日施行）による。

3 基本方針

児童福祉法に基づく認可外保育施設の指導監督権限が、令和4年7月1日に東京都から区に移管される。認可外保育施設の指導検査では、施設への立入調査と居宅訪問型保育事業者への集団指導によって、適正な保育内容と保育環境の確保を図る。

施設への立入調査では、「板橋区認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表2「評価基準」に則って、施設状況を詳らかにする。また、居宅訪問型保育事業者への集団指導では、各事業者が別表2「評価基準」を遵守し事故防止の取組みを進めるよう、講習等の方法により指導を行い、提出書類により基準への適合状況等を確認する。この結果に基づき、施設に対して主体的な改善への取組みを求め、適正な保育運営をめざす。

「板橋区認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「板橋区認可外保育施設指導監督基準」に適合せず、改善指導を行っても改善されない場合又は改善の見通しが無い場合は、改善を勧告する。勧告に従わない場合は、要綱に則り、事業停止又は施設閉鎖に向けた手続きを進める。また、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付及び、証明書の返還請求に関しては、立入調査及び改善指導の結果を踏まえて行うものと規定されているため、国が定める「認可外保育施設指導監督基準」への適合状況を厳密に調査する。

これに加えて、令和3年度に開始した、子ども・子育て支援法に基づく実地指導を継続し、認可外保育施設のうち特定子ども・子育て支援施設に対して運営基準を周知徹底し、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。

4 調査項目

- (1) 東京都認証保育所
 - ① 国が定める「認可外保育施設指導監督基準」への適合状況を調査する。

- ② 重大事故発生・再発防止の徹底状況を調査する。
 - ア) 令和元年8月5日板橋区保育施設等における事故検証委員会「認可保育施設における午睡中の死亡事例に関する検証報告書」の事業者及び保育施設に対する提言に基づく対応が徹底されているか。
 - イ) 園児の見落とし等の発生防止に向けた取組が徹底されているか。
 - ウ) 食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止に向けた取組が徹底されているか。
- (2) (1) 以外の認可外保育施設
 - ① 「板橋区認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「板橋区認可外保育施設指導監督基準」への適合状況を、別表2「評価基準」により調査する。
以下、(1)と同様の調査を実施する。
 - ② 国が定める「認可外保育施設指導監督基準」への適合状況を調査する。
 - ③ 重大事故発生・再発防止の徹底状況を調査する。
- (3) 特定子ども・子育て支援施設
「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」第53条から第61条までの規定の遵守について調査する。

5 関係機関との連携及び情報提供

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付等を担当する保育運営課並びに認可外保育施設との連絡調整と巡回支援指導を担当する保育サービス課と連携していく。